



台風接近時等の対応について(訂正)

平素より本校教育に深いご理解と温かいご支援を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、4月22日に台風接近時等の対応について、お知らせしました。しかし、訂正する箇所がありますので、改めてお知らせをさせていただきます。訂正する箇所については、「台風以外の警報等の時」の下線部になります。

なお、現在、広島地方気象台の警報等発令は、県内23市町ごとに出されるようになっておりますので、福山市に警報が発令されたときのみの対応となりますのでご注意ください。

ご理解とご協力をお願いいたします。

台風による警報が発令された時	<p>休校(臨時休業)とする場合</p> <p>① 前日までに決定した場合は、お知らせ文書またはメール配信等により事前にお知らせします。</p> <p>② 当日朝6時の時点で、台風に伴う警報(暴風警報・暴風波浪警報・大雨洪水警報)が発令されている場合、また、朝6時以降明らかに警報発令が予測され児童の安全確保が難しいと考えられる場合は、原則として休校(臨時休業)(自宅から出ない。)とします。</p> <p>その場合は、午前7時までにメール配信等でお知らせします。</p> <p>通常どおりの授業日にする場合</p> <p>① 当日朝6時の時点で、台風による警報(暴風警報・暴風波浪警報・大雨洪水警報)が発令されている場合であっても、警報がまもなく解除され、児童の安全確保ができると考えられる場合は、授業日(登校班での集団登校・水路や河川に近づかない等留意する。)とします。</p> <p>その場合は、午前7時までにメール配信等でお知らせします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 緊急連絡用に電話回線を確保しておくため、各家庭からの学校への問い合わせはできる限り控えてください。 ◆ 中学校は、自宅待機の指示の場合もありますが、小学校には、自宅待機の措置はありません。(給食の対応ができない・児童だけの家庭では適切な対応ができない・登校の安全確保が難しい) <p>授業を中止して早退させる場合</p> <p>① お知らせ文書を持たせ、集団下校の安全対策をとって下校させます。</p> <p>② 留守家庭の児童については、児童本人に帰宅後の安全を確認します。下校しても家に入れない、低学年で本人が判断できない場合などは、保護者に電話連絡し、迎えに来ていただく等の措置をとります。(連絡がつかない場合は学校での待機とします)</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 放課後児童クラブ「あいあい」の児童については、学校に準じて対応します。
台風以外の警報等の時	<p>台風以外の気象警報(「大雨警報」等)が発令された時、及び地震発生時の措置</p> <p>① 前日までに休校(臨時休業)に決定した場合は、事前にお知らせします。</p> <p>② 当日朝休校(臨時休業)に決定した場合は、午前7時までにメール配信等でお知らせします。</p> <p>③ <u>通常通りの授業日とした場合、休校(臨時休業)に係る学校からのメール配信等によるお知らせはしません。</u></p> <p>④ 授業を中止して早退させる場合は、台風の時と同じ対応とします。</p> <p>⑤ 震度5以上が発生した場合 (始業前…臨時休業/授業中…授業中止・集団下校(学校待機)/放課後…翌日臨時休業)</p> <p>⑥ 震度5未満の場合 (被害状況により判断し、臨時休業の連絡がない限り、児童は集団登校する。)</p>